

5 常時介護を必要とする状態に関する判断基準の見直し

介護休業等の制度は、育児・介護休業法に定める介護休業等の対象となる家族の年齢に関わらず取得することができますが、現在の「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」では、例えば子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合には解釈が難しい場合があるとの指摘を受け、今般、同基準の見直しを行いました。新たな基準は以下のとおりです。

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

介護休業は対象家族（注1）であって2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にあるもの（障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援する場合を含む。ただし、乳幼児の通常の成育過程において日常生活上必要な便宜を供与する必要がある場合は含まない。）を介護するための休業で、常時介護を必要とする状態については、以下の表を参考しつつ、判断することとなります。ただし、この基準に厳密に従うことになるとられた労働者の介護休業の取得が制限されてしまわないように、介護をしている労働者の個々の事情にあわせて、なるべく労働者が仕事と介護を両立できるよう、事業主は柔軟に運用することが望されます。

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の（1）または（2）のいずれかに該当する場合であること。

（1）項目①～⑫のうち、状態「2」が2つ以上または「3」が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

（2）介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

項目	状態	1 (注2)	2 (注3)	3
① 座位保持（10分間一人で座っていることができる）	自分で可	支えてもらえばできる (注4)	できない	
② 歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない	
③ 移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
④ 水分・食事摂取（注5）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑤ 排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑥ 衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑦ 意思の伝達	できる	ときどきできない	できない	
⑧ 外出すると戻れないことや、危険回避ができないことがある（注6）	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある	
⑨ 物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある (注7)	
⑩ 周囲の者が何らかの対応を取らなければならぬほど物忘れなど日常生活に障害を来すほどの認知・行動上の課題がある（注8）	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある	
⑪ 医薬品又は医療機器の使用・管理	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑫ 日常の意思決定（注9）	できる	本人に関する重要な意思決定はできない (注10)	ほとんどできない	

- (注1) 「対象家族」とは、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫をいうものであり、同居の有無は問わない。
- (注2) 各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。
- (注3) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者、障害児・者の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。
- (注4) 「①座位保持」の「支えてもらえばできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。
- (注5) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。
- (注6) 「危険回避ができない」とは、発達障害等を含む精神障害、知的障害などにより危険の認識に欠けることがある障害児・者が、自発的に危険を回避することができず、見守り等を要する状態をいう。
- (注7) ⑨3の状態（「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」）には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。
- (注8) 「⑩認知・行動上の課題」とは、例えば、急な予定の変更や環境の変化が極端に苦手な障害児・者が、周囲のサポートがなければ日常生活に支障を来す状態（混乱・パニック等や激しいこだわりを持つ場合等）をいう。
- (注9) 「⑪日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。
- (注10) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組やその日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、支援等を必要とすることをいう。

介護休業、介護両立支援制度等を申し出るに当たって、事業主は、要介護状態にあること等を証明する書類の提出を求めることができるとされていますが、「証明することができる書類」としてはそれぞれの証明すべき事実に応じ、例えば次のようなものが考えられます。

- ◆ 対象家族と労働者との続柄 住民票記載事項の証明書
- ◆ 要介護状態の事実
 - ・当該対象家族に係る市区町村が交付する介護保険の被保険者証
 - ・介護保険の要介護認定の結果通知書
 - ・障害支援区分認定通知書
 - ・障害児通所給付費支給決定通知書
 - ・医師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は介護福祉士が交付する判断基準に係る事実を証明する書類 等

また、上記の証明書等に代わってそれぞれの事実が証明できる他の書類の提出を妨げるものではなく、介護休業等の申出をする労働者に過大な負担をかけることのないようにしてください。

介護に関しては、特に要介護者の状況等が様々に変化することがありますので、臨機応変かつ柔軟な対応が望まれます。

なお、労働者が介護休業等を申し出るに当たって上記の証明書等を提出しないことを理由に、制度の利用を認めない等の取扱いはできないことに留意ください。